

三次市行財政改革大綱

(平成27年度～平成30年度)

三次市の未来を市民と拓く，共感力と変革力ある行政
をめざして

～ 市民に身近な信頼される行政を実現し，
市民と共に未来のための変革を生み出します ～

平成27年3月

三 次 市

目次

はじめに.....	2
第1章 行財政改革の背景と必要性.....	3
1 人口減少・少子高齢化への対策	3
2 新たな地域づくりの推進.....	3
3 厳しい財政状況への対応.....	4
第2章 基本的な考え方	5
1 行財政改革の目的.....	5
2 基本理念.....	5
3 行財政改革に取り組む活動方針.....	5
4 大綱のめざすもの.....	5
5 大綱の位置づけ（総合計画との関係）	5
第3章 改革の進め方	6
1 計画期間.....	6
2 推進計画.....	6
3 推進体制.....	6
第4章 重点項目	7
【重点項目体系図】	7
【重点項目の概要】	8
1 市民協働のまちづくりと行政サービスの選択と充実.....	8
2 変革力ある市役所組織づくりと健全で安定的な財政運営	10

はじめに

本市は、平成17年8月に策定した最初の行財政改革大綱で「透明・参加・選択」の三つの基本理念を掲げ、平成23年6月に策定した前行財政改革大綱でもその基本理念を継承して行財政改革に取り組んできました。

これまで、職員数の削減や民間委託の推進、債権確保対策など行政運営の効率化や財政基盤の強化に取り組むことにより、保育料の軽減や医療費助成などの子育て支援、市費教員の配置などによる教育力の向上、市立三次中央病院の医師・看護師の確保及び休日夜間急患センターの開設等による医療環境の整備、がんばる地域支援事業やがんばる産業支援事業等による地域や産業の支援など、様々な重点施策に投資し施策の充実を実現することができました。

平成26年3月には、今後10年間のまちづくりの総合指針となる「第2次三次市総合計画」を策定し、「しあわせを実感しながら住み続けたいまち」をめざし、本市を構成するすべての人々がまちづくりの主体として「参加と行動」を大切に協働の原則により、「まちづくりの取組の5つの柱」と「4つの挑戦」を始めとした取組を進めることとしています。

(5つの柱)「まちづくりの主役であるひとづくり」、「安全で温かみと安心感のあるくらしづくり」、「豊かな市民生活と元気な地域を支える仕事づくり」、「美しい風景を後代に伝える環境づくり」、「参加と行動による、つながるしくみづくり」

(4つの挑戦)「人口減少・少子高齢社会への挑戦」、「女性の就労と子育ての両立」、「協働による地域づくり」、「拠点性を活かした未来の開拓」

三次市行財政改革大綱は、第2次三次市総合計画で示した「めざすまちの姿」を実現し、未来の市民に夢の持てる地域を引き継ぐために、市民に身近な信頼される行政を実現し、限られた財源を本当に有効なことに使い、市民と共に積極的に行動していく本市の行財政運営の基本方針として策定するものです。

これからの三次市には、市民の力が最大限に発揮されるまちをめざしていくことが大切であり、市民と行政との対話と協働をさらに発展させること、未来のために真に必要な行政サービス*を選択して実行すること、行政の組織づくりと財政改革をさらに進める必要があります。

※ 行政サービス・・・ここでは、市民等に提供するサービスや施策・事業のほか、行政の内部管理事務も含めるものとします。

第1章 行財政改革の背景と必要性

本市を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の急速な進行や経済のグローバル化、働き方や家族、コミュニティのあり方など、大きく変化しています。これらの変化は、地域の担い手の減少、集落や地域の活力低下など、幅広い分野に影響を及ぼしており、地域社会を維持していくための対策が重要となっています。

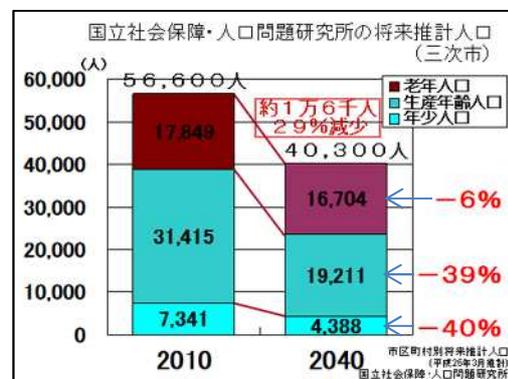
一方、中国横断自動車道尾道松江線の全通により、本市の拠点性をさらに高めていける可能性が生まれています。中国地方の十字路としての地理的優位性を活かして、様々な分野で新たな価値を創出していくことで、広域圏における本市の拠点性をさらに向上していかなければいけません。

1 人口減少・少子高齢化への対策

本市の人口は、合併した平成16年には61,721人で、平成16年から平成26年までの10年間で、6,275人減少(減少率10.2%)しています。

人口減少と少子高齢化は今後も継続するものと見込まれ、概ね25年後には人口40,300人、高齢化率41%、15歳未満人口約4,400人と推計されています。(平成25年3月 国立社会保障・人口問題研究所推計)

人口減少・少子高齢化の進行は幅広い分野に大きな影響を及ぼします。社会の変化を的確にとらえた上で施策を厳選し、子育てと仕事が両立できる環境や就学・就労機会、医療体制等、生活基盤に係る基本的な環境を整え、産業や地域社会の担い手の確保に努め、定住促進や交流人口の拡大に取り組まなければなりません。



2 新たな地域づくりの推進

人口減少・少子高齢化の進行により、地域では、活力の低下、集落の維持や担い手の不足、地域コミュニティの希薄化などが懸念され、より積極的な対応が求められます。本市の歴史・伝統・文化、自然環境を引き継ぎ、誇りと自信を共有しつつ、産業や生活など地域の魅力と価値をさらに高めていくために、市民一人ひとりの「参加と行動」を基軸に、継続的な学びの環境を整備し、市民の力を引き出し、市民が主役のまちづくりを進めていかなければなりません。そのために、行政組織は、対話力と共感力を高め、市民との距離を縮め、協働関係をより強固なものにしていくための具体的な取組を進めていかなければなりません。

3 厳しい財政状況への対応

普通交付税の合併特例措置終了については、一定の緩和措置がとられることになりましたが、現在の財政規模を維持していくことは極めて困難な状況です。加えて、高齢化の進展による社会保障関連経費や道路、橋梁、上下水道などのインフラや公共施設の維持管理経費等の増大が見込まれます。

限られた財源の中で事業の優先順位をつけ、市民生活に必要な行政サービスを確保しつつ、重点施策の推進や新たに必要な財源の確保が求められます。

そのためには、健全で安定的な財政運営を行うとともに、市有資産の整理・統合・廃止と活用・長寿命化を徹底して進めていく必要があります。

第2章 基本的な考え方

1 行財政改革の目的

本行財政改革大綱の目的を次の3点とします。

- (1) 平成23年6月策定の前行財政改革大綱で掲げた「新しい公共」の市民参加を
発展させ，市民と行政との対話を深め，市民協働のまちづくりをさらに推進する。
- (2) 事業の成果を厳しく評価して未来のために本当に行政がやるべき事業を選択
し，効果的・効率的に実行する。また，そのためのPDCAサイクルを確実なも
のとしていく。
- (3) 社会の変化を的確につかみ変革を生み出す決断力とスリムでフットワークの
良い行動力のある行政組織づくりを進めるとともに，健全で安定的な財政運営を
実現する。

2 基本理念

三次市行財政改革の基本理念である「透明」「参加」「選択」を継承して，徹底
した情報公開，市民と行政の協働，選択と集中を軸に行財政改革に取り組みます。

透明 公明正大な行政のための徹底した情報公開
参加 現場主義の市民と行政の協働，組織風土改革
選択 選択と集中のトータルバランス

3 行財政改革に取り組む活動方針

行財政改革のさらなる推進を図るため，基本理念に基づき，行政組織（及び職員）
の活動方針を「共感」「決断」「行動」とし，組織づくりを進めます。

共感 対話と共感を大切に，市民と協働するまちづくり
決断 変化を的確につかみ，変革を生み出す決断力
行動 スリムでフットワークの良い，行動する組織づくり

4 大綱のめざすもの

三次市の未来を市民と拓く，共感力と変革力ある行政をめざして
～ 市民に身近な信頼される行政を実現し，
市民と共に未来のための変革を生み出します ～

5 大綱の位置づけ（総合計画との関係）

この大綱は，「第2次三次市総合計画※」（平成26年3月策定：期間平成26年
度～平成35年度）に掲げる「めざすまちの姿」を実現するための，本市行財政運
営の基本方針を明らかにするものです。

※ 三次市総合計画は，「三次市まち・ゆめ基本条例」に定めるまちづくりの基本理念を具現化
していくものであり，市民みんながまちづくりに関する目的や目標，その実現のための道筋を
共有し，協働して取り組むための総合的な指針として策定するものです。

第3章 改革の進め方

1 計画期間

平成27年度から平成30年度までの4年間とします。

2 推進計画

行財政改革を着実に実行するため，本大綱に基づき，具体的な取組や数値目標を明示した推進計画を策定します。

また，取組内容を毎年度検証し，PDCAサイクルに基づいた見直しや取組を追加する等，社会の変化に柔軟に対応していきます。

3 推進体制

副市長を本部長とする三次市行財政改革推進本部を中心に，市長の指示の下，全職員をあげて行財政改革の推進に取り組みます。また，三次市行財政改革推進審議委員会から必要な提言を受けながら改革を推進していきます。

第4章 重点項目

【重点項目体系図】

1

市民協働のまちづくりと行政サービスの選択と充実

(1) 市民協働のまちづくり

【地域づくり】ア 地域の自発的取組の支援

イ 女性・高齢者・若者の活躍支援

ウ 多様な市民・団体の情報共有と，つながる場の提供

【市民協働】ア 具体的な取組の場における対話の促進，課題や活動の方向の共有化

イ 徹底した情報公開と市民との情報共有

(2) 行政サービスの原点からの見直し

【選択と実現】ア 「まちづくりの取組の5つの柱」及び「4つの挑戦」を前に進めるための施策の選択と重点化

イ 成果を重視した行政サービスの選択と見直し

【提供体制】ア 民間委託等の検証と最適な担い手や手法による行政サービス提供

イ 市民の視点に立った行政サービスの向上

ウ 定型的業務の安定的で効率的な業務執行体制の構築

2

変革力ある市役所組織づくりと健全で安定的な財政運営

(1) スリムでフットワークの良い変革力ある市役所組織づくり

【組織づくり】ア スリムでフットワークの良い組織と連携強化

イ 変革を続ける組織風土改革

ウ 職員の適正な定員管理と総人件費の削減

【人材育成】ア 職員のやる気を高める評価制度と能力の向上

イ 女性職員や若手職員の活躍促進

ウ 職務の専門性に応じた職務能力の向上

(2) 健全で安定的な財政運営と市有資産管理のための財政改革

【財政改革】ア 積極的な歳入の確保と受益者負担等の適正化

イ ゼロベースからの支出の見直し

ウ 特別会計の経営健全化と，公営企業会計及び外郭団体等の経営改革

エ 中長期ガイドラインの設定と財政見通しの公表

【資産管理】ア 市有資産の整理統合と計画的な維持管理

イ 既存の公共施設等の徹底活用

【重点項目の概要】

1 市民協働のまちづくりと行政サービスの選択と充実

行政活動（外部）の改革

(1) 市民協働のまちづくり

－市民が主役のまちづくりのための対話・協働の推進－

【地域づくり】～地域の多様な市民組織の参加で住民自治の充実～

地域づくり活動の担い手は市民一人ひとりです。その具体的な活動は、住民自治組織に代表される地縁型のつながりの中だけではなく、福祉や子育てなど共通の目的や関心によってつくられた様々な団体、さらに企業や事業所など様々なつながりの中で展開されています。

このような多様な組織や活動を支援しつなぐことで、地域課題の解決方法やまちづくりの方向を共有し、それぞれの特徴に応じた役割分担をしながら、住民自治の充実を図ります。

【取組の方向性】

- ア 地域の自発的取組の支援
- イ 女性・高齢者・若者の活躍支援
- ウ 多様な市民、団体の情報共有とつながる場の提供

【市民協働】～市民と行政との対話、市民協働のまちづくり～

市行政には、市民と地域の力を引き出し応援するとともに、職員自身も市民の一人であるという自覚を持ってともに働くことが求められます。

三次市まち・ゆめ基本条例の「参加と協働」の原則に基づき、市民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的に地域づくりに参画し、市民それぞれの力が社会の中で活かされることが、本市のめざすまちの姿「しあわせを実感しながら、住み続けたいまち」です。

市民と行政との距離を縮めて信頼関係を築き、めざすまちの姿を実現するため、市行政は市民との対話と共感を大切にして、具体的な場、具体的な取組のなかで、市民と地域の力を引き出し、市民と協働するまちづくりを進めます。

【取組の方向性】

- ア 具体的な取組の場における対話の促進、課題や活動の方向の共有化
- イ 徹底した情報公開と市民との情報共有

(2) 行政サービスの原点からの見直し

－必要不可欠な行政サービスを厳選しそれを確実に継続して提供できる行政の実現－

【選択と実現】～未来のために真に必要な行政サービスを絞り込む選択と確実な提供～

総合計画に掲げるまちづくりの取組の5つの柱と4つの挑戦を中心に、新たなまちづくりを進めようとしています。人口減少・少子高齢社会に挑戦し、市民の力を引き出し、協働による地域づくりを進めること、本市の拠点性を高める取組を進めること、女性がいきいきと輝いて活躍できるまちづくりを進めることです。

これらの重点的な取組を前進させる視点で、真に必要な行政サービスの選択を行います。また、市民にわかりやすい行政評価システムによって、成果を厳しく評価し、効果的、効率的に事業を進めることができるサイクルを確立します。すべての事務事業の必要性や優先度を精査し、積極的に見直しを進めていきます。

【取組の方向性】

- ア 「まちづくりの取組の5つの柱」と「4つの挑戦」を前に進めるための施策の選択と重点化
- イ 成果を重視した行政サービスの選択と見直し

【提供体制】～効果的・効率的な行政サービス提供体制実現のための行動と変革～

行政サービスの質を向上させるためには、より効果的・効率的に提供できる主体が実施することが必要です。行政サービスの質の向上及びコスト削減の視点から民間での実施が期待できるもの、また、市民や地域が提供するほうがよりきめ細やかな行政サービスが提供できるものなどを洗い出し、民間活力や市民等の力を引き出します。

また、決められた手順で行う定型的業務も、行政サービスの向上を基本とし常に見直し、安定的で効率的な業務執行体制を構築します。

【取組の方向性】

- ア 民間委託等の検証と最適な担い手や手法による行政サービス提供
- イ 市民の視点に立った行政サービスの向上
- ウ 定型的業務の安定的で効率的な業務執行体制の構築

2 変革力ある市役所組織づくりと健全で安定的な財政運営

組織経営（内部）の改革

(1) スリムでフットワークの良い変革力ある市役所組織づくり

－職員のチャレンジ応援，風通しの良い組織風土改革，効率的な組織運営－

【組織づくり】～職員的能力を引き出し活かす機動的な組織づくり～

スリムでフットワークの良い組織をめざして、重要課題に迅速かつ重点的に対応できる体制を強化するとともに、簡素で効率的な組織にします。また、職員の知識や技術、情報の蓄積・活用や、チャレンジしやすい環境づくり等の組織風土改革に取り組みます。

職員の定員管理については、総人件費を削減しつつ、業務量や有事の際の体制等を考慮し、行政サービスの向上を基本に取り組みます。

【取組の方向性】

- ア スリムでフットワークの良い組織と連携強化
- イ 変革を続ける組織風土改革
- ウ 職員の適正な定員管理と総人件費の削減

【人材育成】～市民との対話力があり自発的に考え機敏な行動ができる職員の育成

～

市民に信頼される職員をめざし、協働のまちづくりへの職員の参加を進めるためにも、対話力・協働力、政策力の向上を図るとともに、めざすべき社会を見つめる目と幅広い視点、感性と行動力、実行力や変革力を備えたチャレンジする職員を育成します。

また、社会環境の変化や市民ニーズの多様化に伴い、様々な分野において専門性の要求される職務が多いことを考慮し、専門性や高い技術をもった職員の確保・育成や、ベテラン職員が培ってきた知識・技術を活かす仕組みをつくりま

【取組の方向性】

- ア 職員のやる気を高める評価制度と能力の向上
- イ 女性職員や若手職員の活躍促進
- ウ 職務の専門性に応じた職務能力の向上

(2) 健全で安定的な財政運営と市有資産管理のための財政改革

－未来の三次市民のために健全で安定的な財政体質にする取組－

【財政改革】～社会経済環境の変化に対応できる健全で安定的な財政運営～

激変する社会経済環境に的確に対応しながら、普通交付税の特例措置の終了などによる歳入の減額に耐えられる財政基盤を確立しなければなりません。未来の市民のために、真に必要な施策、重点的な取組の推進や市民の安全・安心を支えるために必要な行政サービスを確保する視点で、健全で安定的な財政運営を行います。

【取組の方向性】

- ア 積極的な歳入の確保と受益者負担等の適正化
- イ ゼロベースからの支出の見直し
- ウ 特別会計の経営健全化と、公営企業会計及び外郭団体等の経営改革
- エ 中長期ガイドラインの設定と財政見通しの公表

【資産管理】～インフラを含めた市有資産の整理統合と計画的な維持管理～

インフラや公共施設等の市有資産は、今後、老朽化による更新時期を次々と迎えることから、これまで整備してきた公共施設等の総量を減らすこと、そして有効に活用することを基本にし、人口減少の中でも広大な市域を維持できる資産管理を行う必要があります。

そのために、公共施設等管理計画を策定し、必要な市有資産を見定め、統合や廃止などの整理統合を行うとともに、維持する資産の改修や長寿命化など、計画的な保全と徹底活用を推進します。

【取組の方向性】

- ア 市有資産の整理統合と計画的な維持管理
- イ 既存の公共施設等の徹底活用